

社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定表

法人名		法人番号		
事業年度又は連結事業年度	年 月 日 から	年 月 日	まで	
収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表四「所得金額又は欠損金額」欄の金額)		①	
	加 算	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 (法人税明細書別表十四(二)「同上以外のみなし寄附金額」欄の金額)		②
		法人税明細書 別表四の減算 項目・金額 ┌ 法人税の所得 └ 計算上、益金 不算入とした 金額	「受取配当等の益金不算入額」	③
			「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」	④
				⑤
				⑥
		加算欄の計 (②+③+④+⑤+⑥)		⑦
	減 算	法人税明細書別表四の加算項目・金額		⑧
		「損金の額に算入した法人税」		⑧
		「損金の額に算入した納税充当金」に含まれる法人税		⑨
		法人税の所得 計算上、損金 不算入とした 金額	「損金不算入とした附帯税額」等	⑩
				⑪
				⑫
			⑬	
	減算欄の計 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		⑭	0
収益事業から生じた所得金額 (①+⑦-⑭)		⑮	0	
課税・非課税の判定	$\textcircled{15} \times \frac{90}{100}$		⑯	
	⑯の金額が⑰の金額 以上である場合 …… 非課税 未満である場合 …… 課税		⑰	
	⑰の金額が⑯の金額 以上である場合 …… 非課税 未満である場合 …… 課税			
添付書類	1 決算書	4 法人税明細書別表五(二)		
	2 法人税申告書別表一(二)	5 法人税明細書別表十四(二)		
	3 法人税明細書別表四			

「非課税」か「課税」に○をつけてください。

【記載要領】

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人・更正保護法人・学校法人(私立学校法第64条第4項の学校及び各種学校を含む。)が、地方税法施行令第7条の4のただし書の規定により法人市民税の課税上、収益事業に含まれないかどうかを判定するために用いるものです。

①欄	0円以下(マイナス金額)となる場合は、②から⑰までの欄の記載は不要です。「判定」欄の「非課税」に○をつけてください。
②欄	当該事業年度中において、収益事業部門から非収益事業部門へ支出した金額(法人税明細書別表十四(二)「同上以外のみなし寄附金額 26」欄の金額)を記載してください。
③～⑥欄	当該事業年度中において、収益事業にかかるものとして収入した金額で、法人税の所得の計算上、益金に算入されなかった金額(法人税明細書別表四の「減算」欄に記載した金額)を記載してください。
⑧～⑬欄	当該事業年度中において、収益事業にかかるものとして支出した金額で、法人税の所得の計算上、損金に算入されなかった金額(法人税明細書別表四の「加算」欄及び「寄附金の損金不算入額」欄に記載した金額)を記載してください。ただし、次に掲げる項目については記載に注意してください。 ア. 法人県民税及び法人市民税は、損金不算入ですが減算することはできません。 イ. ⑨欄の「損金の額に算入した納税充当金」は、法人税申告書別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載してください。
⑰欄	1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額は切り捨ててください。
判定欄	「課税」・「非課税」の判定は、 「⑰の金額」 \geq 「⑱の金額」…「非課税」に○をつけてください 「⑰の金額」 $<$ 「⑱の金額」…「課税」に○をつけてください ※「課税」の場合は、法人市民税の申告納付が必要となります。
※ 計算書には、計算の根拠となる書類(法人税決算書等)の写しを添付してください。	

(注)この計算は、基本的には法人税明細書別表4による申告調整の逆の手順により収益事業から生じた所得を計算し課税・非課税の判定を行います。上記に記載のとおり法人県民税及び法人市民税は損金不算入項目として取り扱い、所得金額からは減算しませんのでご注意願います。